

平成27年度

笠岡市離島高校生 修学支援事業

～笠岡諸島から高等学校へ通学する方の船賃の半額を支援します～

目的

笠岡諸島から、高等学校※に通学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、島に住む生徒の修学の機会の確保を図ります。

※学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める高等学校

対象となる費用

笠岡諸島から本土の高等学校への通学にかかった費用(旅客船の定期券やフェリーの回数券及び運賃)

対象者 (次の(1)～(3)の全てに該当する方)

- (1) 高等学校に定期船で通学する生徒の保護者等
- (2) 笠岡諸島に住所を有する方
- (3) 市税及び税外収入金を完納している方

申請先・問合せ先

〒714-8601
岡山県笠岡市中央町1番地の1
笠岡市役所企画政策課

TEL : (0865)69-2112
FAX : (0865)63-0228
<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/>
E-mail:kikakuseisaku@city.kasaoka.okayama.jp

申請に必要なもの

(次の(1)～(2)ただし、この他に書類の提出を求めることもあります)

- (1) 旅客船の定期券、フェリー回数券の購入費または運賃に係る領収書

※申請時まで保管ください

- (2) 市税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書

申請の時期 (年間2回の申請が必要です)

【1回目】

平成27年10月1日～10月15日

(平成27年4月～9月にかかった費用が対象)

【2回目】

平成28年4月1日～4月15日

(平成27年10月～平成28年3月にかかった費用が対象)

